

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年1月26日（木） 本社11F 会議室	
出席委員	小林 秀一（弁護士） 白土 博通（大学教授） 泉水 文雄（大学教授）	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日	
抽出案件	抽出案件 5 件	件名
条件付一般競争	1 件	・平成28年度交通系・施設系画像監視設備整備工事
簡易公募型競争	1 件	・平成28年度叶浦高架橋他2橋耐震設計業務
指名競争	2 件	・神戸淡路鳴門自動車道（特定更新等）舞子高架橋他塩害対策工事 ・櫃石島高架橋耐震補強工事（その2）
随意契約	1 件	・平成28年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その1）
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する応答等	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申又は勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>②指名停止等運用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>③条件付一般競争（平成28年度交通系・施設系画像監視設備整備工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事については、当初の機器を設置した業者のうちの1者のみが入札に参加し、落札者となったとのことだが、当初設置機器の改修、増設等となると、その設置業者が、施行上の条件としては有利となるのではないか。当該業者以外では、どの程度の参加が見込まれたのか。 ・設計図書等を取得した3者のうち、2者が当初機器の設置業者であるとのことだが、その2者とはどのような業者か。 ・工事内容等を勘案した結果、随意契約による発注という選択肢はなかったのか。 ・競争入札後の随意契約においては、相手方と交渉を行っているとのことだが、具体的にどのようなことを行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関を含む過去の施工実績等より、26者程度の業者が存在すると推測されていた。設計図書等を取得した業者は3者であったが、そのうち1者のみが入札に参加した。 ・今回の落札者は主に施設系設備を担当し、もう1者は主に交通系設備を担当した業者である。推測であるが、今回の工事内容については施設系設備の部分が多かったことから、当該業者が入札に参加し、落札したものと考えられる。 ・当社としては、複数の入札参加者が存在すると見込まれる場合は、関係法令等に則り、一般競争による発注を基本としている。 ・入札を2回行った結果、予定価格の制限範囲内での入札がなかった場合において、2回目の入札額が予定価格の100分の120以下である場合に、随意契約の交渉を行っている。この交渉においては、予定価格の制限範囲内の価格による見積書の提出があるまで、見積り合わせを実施している。なお、この見積り合わせについては、相手方はいつでも辞退することができる。

・今回整備する映像蓄積装置、操作卓等の機器を2箇所に分散させて設置しているが、なぜ分散させる必要があったのか。

・設計金額を算出する際、機器については汎用品ではないと考えられるが、見積りを取得しているのか。

④簡易公募型競争（平成28年度叶浦高架橋他2橋耐震設計業務）

・入札参加者7者の間で、入札価格の幅が広がっているのはなぜか。

・価格評価点の計算に関してだが、一般的な設計業務における価格については、その多くを人件費が占めていると考えられるため、工事の場合と異なり、価格が安いからといって、必ずしも品質が悪くなるものではないのではないか。

・価格評価の方法については、一般的にどの程度公開されているものなのか。

・録画映像を確認する流れとしては、トンネル内の監視映像が一箇所に集約された上で、その集約された映像から交通司令等が必要なものを選択し、確認するようになっている。その流れを勘案し、映像蓄積装置については、トンネル内の映像が集約される箇所に設置し、操作卓については、交通司令等が常駐する箇所に設置したものである。

・複数の者から見積りを取得した上で、最低価格を採用している。当初設置業者及び施工可能と思われる業者から取得している。

・入札広告に価格評価点の算出方法を記載しているので、それを踏まつつ、各入札参加者において入札価格を決定しているものと考えられる。予定価格については、これまでに入札参加実績がある複数の者より見積りを取得し、異常値を除いた平均値を反映させている。

・技術者については、経験等により差があり、1名分の人件費による効率にも差が出てくるものと考えられる。今回の落札価格よりも低い価格を入札した者であっても、業務を実施できたのかもしれないが、当社としては、価格評価を加味した方式により落札者を決定したいと考えている。

・当社においては、入札広告においてあらかじめ計算式を公開している。計算式については、発注機関により異なっている。

⑤指名競争（神戸淡路鳴門自動車道（特定更新等）舞子高架橋他塩害対策工事）

・ 施工においては、本州側と淡路島側の2箇所を同時に進行させるとのことであるが、業者にとっては、難易度の高いものではないのか。施工箇所ごとに分けて発注する必要はなかったのか。

・ 塩害対策工事については、一般的に難易度が高い工事なのか。

・ 本工事に限らず、工事を実施していく中で、当初の施工数量と実際の現場との数量が合致しない場合があると思われるが、その差を調整できるような仕組みは存在するのか。

⑥指名競争（櫃石島高架橋耐震補強工事（その2））

・ 本工事については、63者を指名したが、62者が辞退し、現在、別途工事中である「櫃石島高架橋耐震補強工事（その1）」の受注者が入札に参加し、落札したとのことであるが、これは施工箇所が近い等、業者としてもメリットがあったからなのか。

⑦随意契約（平成28年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その1））

・ 本業務は、本四特別措置法の趣旨に基づく転業転職対策として設立された会社との随意契約であるとのことだが、当該法律の法的義務により随意契約としているものなのか。

・ 本州側において鉄道との交差物件が存在し、調整等に時間を要する工事であることから、スケールメリット等を考慮し、同一の工事内で施工することとしたものである。併せて、特定建設工事共同企業体による参加を可能とした。

・ 特段、難易度の高い工事ではないと考えるが、本工事については、施工上、鉄道部分に係る調整等による制約が大きい工事である。

・ 数量等に差があると判明した場合は、監督員が現場を確認し、必要に応じて新単価設定協議、変更契約等により対応できる仕組みとなっている。

・ 推測ではあるが、両工事の施工内容が似ており、施工箇所も近接していることから、材料の運搬等も行いやすい等、ある程度のメリットはあったものと考えられる。

・ 当該法律は架橋当時の特別措置法であり、法的義務により随意契約を締結しなければならないというものではないが、当該法律の趣旨、これまでの経緯等を踏まえ、随意契約としているものである。そして、公団から株式会社となった際に、本業務を転業転職対策として設立された会社との随意契約とすることを、会社として承継したものである。

・道路清掃等の回数によって、金額が変動する
ようなものなのか。

・通常の道路清掃等については数量はあらかじめ決まっているが、雪氷作業や伐採作業等、気候、要望等により数量が変動する作業もある。

⑧その他（特例規程の改正について）

・特になし